



# けんぽだより

12月

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は  
各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 今年度の**特定健康診査**は受けましたか？

### 「特定健康診査」とは？

糖尿病や脂質異常症などの**生活習慣病の予防を目的とする、40歳～74歳の被扶養者(ご家族)**を対象とした健康診断です。

年度内(令和4年4月1日～令和5年3月31日)におひとり様一回限り、健診費用の補助が受けられますので、まだ受診されていない方はこの機会にぜひご受診ください！

### 〈基本的な健診のみ受診する場合〉

健診費用の総額  
約8,000円

協会けんぽの補助を利用すると

自己負担額  
**0円または950円**

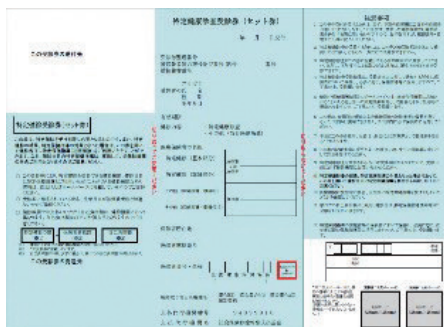
※上記自己負担額は千葉県内の  
健診実施機関で受診した場合の金額です

健診受診の際は、受診券と保険証が必要です。

受診をする際は、お電話等で健診実施機関に事前に予約をしてください。

※受診券は令和4年4月中に被保険者(従業員)のご自宅へお送りしています。

### 〈受診券〉



### 〈保険証〉



### 受診券が見当たらない場合は・・・

受診券がお手元がない、受診券と保険証の記号・番号が一致しない等の場合は、受診日の10日前までに受診券再発行の申請書を協会けんぽへご提出ください。

申請書は協会けんぽホームページから印刷することができます。

インターネット環境がない場合は、申請書を郵送いたしますので保健グループまでお問い合わせください。

健診実施機関は  
こちら



申請書ダウンロードは  
こちら



お問い合わせ先 保健グループ TEL 043-382-8313

# 「医療費のお知らせ」を事業所へお送りします

協会けんぽでは加入者のみなさまの健康や医療費に対する関心を高めていただくことを目的として、年に一度、「医療費のお知らせ」をお送りしております。

●送付時期 令和5年1月中旬～下旬

●送付先 事業所

●対象者 データ抽出日(令和4年12月3日予定)時点で現存されている方

●対象期間 令和3年10月診療分～令和4年9月診療分

※「医療費のお知らせ」の作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要ですが、このデータが協会けんぽに届くまでに最短でも3か月かかるため、確定申告(医療費控除)の申請時期に合わせて発送すると令和4年9月受診分までの掲載となります。

## 【確定申告(医療費控除)の明細としてもご利用いただけます】

令和4年10月以降の医療費等については、医療機関等からの領収書にて対応いただきますようお願いいたします。

※詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。



## ケガの発生状況等について確認させていただきます(負傷原因の照会)

保険証を使用してケガの治療をされた場合、次(①～③)のどの状況によるケガなのか等を確認するため、被保険者(従業員)あてに負傷原因の照会文書をお送りしております。

①プライベートでのケガ

②業務上、または通勤途上のケガ

③第三者行為によるケガ(交通事故や暴力など)

大変お手数をおかけしますが、照会文書が届いた際は必ずご回答のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

※②業務上、または通勤途上のケガ等の労災保険の適用であった場合は、医療費の返還のお手続き等を行っていただく場合があります。

※③第三者行為によるケガであった場合は、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要です。

負傷原因は正しく医師等にお伝えいただき、診療を受けましょう



お問い合わせ先 レセプトグループ TEL 043-382-8314

## 年末年始のお知らせ

年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも給付金の支払い等に時間がかかる場合がございます。お早めにお手続きをお願いいたします。



協会けんぽ 千葉支部 営業日のご案内							
12/28 (水)	29 (木)	30 (金)	31 (土)	1/1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)
○ (通常通り)	休	休	休	休	休	休	○ (通常通り)

 全国健康保険協会 千葉支部  
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階  
TEL043-382-8311 (代表)

 お手続きは  
郵送をご利用  
ください



ご退職される方・扶養から  
はずれる方の保険証は  
速やかに返納ください。